

1 改正の趣旨と概要

新市庁舎は駅から至近であることや、商業施設、屋根付き広場（アトリウム）などを併設することで、にぎわいの創出を行うなど、様々な方が立ち寄るスポットとなります。このため、誰もが使える公共的な駐車場・自転車駐車場を、一定の受益者負担のもとに備えていくこととします。

現庁舎の駐車場は、区庁舎駐車場と併せて指定管理による管理を行っていますが、新市庁舎では、駐車場の種類及び規模を充実し、適切な管理を行うため、駐車場について以下のとおりとし、横浜市庁舎駐車場条例（以下「条例」といいます。）の必要な改正を行います。

- (1) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の駐車場を公の施設として整備し、指定管理者制度を導入します。併せて利用料金制を導入します。
- (2) 放置自転車等に対応することを想定し、禁止事項等を規定します。

2 新市庁舎と現庁舎の駐車場・自転車駐車場の扱い

	台数	財産区分	管理	料金	禁止事項の追加	
現庁舎	自動車駐車場	80台	公の施設	指定管理		
	自転車駐車場	34台	庁舎	直営		
	【参考】公用駐車場	139台			無料	
新市庁舎	自動車駐車場	約180台	公の施設	指定管理	継続して7日を超えて車両を駐車すること。	
	自動二輪車駐車場	約 60台				
	原動機付自転車駐車場					
	自転車駐車場	約130台	有料 (減免あり)			
	【参考】公用駐車場	約200台	庁舎	直営 (委託)	無料	有料 (120分まで無料)

3 新市庁舎駐車場における料金上限額設定の考え方

区分	単位	利用料金	料金設定の考え方
自動車 (自動二輪車を除く。)	30分ごとに	300円	現行の料金体系を維持
自動二輪車	同上	50円	近傍駐車場を参考に設定
原動機付自転車	同上	50円	
自転車	120分まで無料 その後、120分ごとに	100円	利用者の利便性及び他都市状況を参考に設定

※区庁舎駐車場については、今回の改正による料金の変更はありません。

4 指定管理者の指定の考え方

新市庁舎の自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車駐車場をまとめて一つの公の施設とし、同一の指定管理者により管理します。

なお、現在、市庁舎駐車場は、区庁舎駐車場と併せて指定管理者の指定を行っていますが、新市庁舎の駐車場も引き続き区庁舎駐車場と組み合わせて指定管理者を指定します。

5 施行日

新市庁舎の供用開始（市の事務所の位置に関する条例の改正）と合わせて施行

6 今後のスケジュール（予定）

平成30年 4～9月	庁舎駐車場指定管理者の公募要項案の調整・作成
平成31年 4月	庁舎駐車場指定管理者の公募
9月（3定）	庁舎駐車場指定管理者の指定議案の提出
平成32年 4月	庁舎駐車場指定管理開始
6月末	庁舎駐車場指定管理者管理による新市庁舎駐車場の供用開始

【参考】自転車駐車場及び地下1階駐車場図面

